

4. 学生納付金と奨学金

4-1. 学生負担の考え方

教育においては無償の原則があり、高等教育機関の大半を占める州立高等教育機関では、一般に授業料は徴収されておらず、入学金もない。

4-2. 学費負担の方式と水準

学生は、通常、学期毎（1年は2学期制）に行う学籍登録手続において、学生団、学生福祉会等の納付が求められ、その支払い証明書が学籍登録手続書類の一部となる。高等教育機関によつては、この学生納付金に学生パス代（定期券）を含むところもある。

○ ボン大学（ノルトライン・ヴェストファーレン州立大学、2001年夏学期）の事例

201.3 マルク（約1万2,000円）：主な内訳は、公共交通機関学生定期券代（119.00 マルク）、学生福祉会経費（62.9 マルク）など。

4-2-1. 登録料

ベルリン市、バーデン・ヴュルテンベルク州、ニーダーザクセン州では、前述の学生福祉会経費などとは別に、学籍登録に関する事務手続き費用の一部を学生が負担することを州高等教育法などにより定めている。これらの州の州立高等教育機関に在学する学生は、学期ごとに行う学籍登録の際に登録料（100 マルク＝約50ユーロ＝約6,000円）を支払う。登録料は、後述する長期在学者を対象とした授業料とは区別される。

4-2-2. 授業料

ドイツでは1970年代までは授業料を徴収していたが、その後各州で徐々に授業料が撤廃され、これまで無償制が維持されてきた。そのため、現在、州立高等教育機関では基本的に授業料は徴収されていない。しかし、在学期間の長期化、在学者の増加、これに伴う教育・研究条件の悪化により、近年では授業料の徴収を肯定する見解も現れており、一部の州は学生負担金を設けるようになってきた。

○ バーデン・ヴュルテンベルク州、ニーダーザクセン州

- ・徴収対象者：標準学修期間（大学では、通常4年半）に4学期を加えた期間（通常13学期）を超えて在学する者。

- ・徴収金額：バーデン・ヴュルテンベルク州では、1学期（半年）当たり1,000 マルク（=約500ユーロ=約6万円）、ニーダーザクセン州では同500ユーロ。

- ・徴収開始：バーデン・ヴュルテンベルク州では1998年10月にすでに開始。ニーダーザクセン州では2003年4月を予定。

*なお、上記2州のほか、ザールラント州も同様の授業料徴収を2003年10月に計画している（法案審議中）。

○ ラインラント・プファルツ州、ノルトライン・ヴェストファーレン州

- ・徴収対象者：一定の履修量（修了までに通常要する履修量（講義、ゼミの時間数等）の 120%相当）を履修し終わった者、又は標準学修期間の 2 倍の期間（通常 18 学期）を超えて在学する者。
- ・徴収金額：1 学期（半年）当たり 350 ヨーロ（約 700 マルク＝約 4 万 2,000 円）。
- ・徴収開始：いずれの州も 2004 年 4 月を予定。

<注> 1 ヨーロ＝約 2 マルク＝約 120 円として換算。

4-3. 奨学制度の考え方と水準

ドイツの高等教育機関では基本的に授業料を徴収していないため、奨学金は生活補助としての性格が強い。

政府系の奨学金としては、1971 年に施行された連邦教育助成法に基づく奨学金が主たる奨学金である。この奨学金は、当初全額給与制であったが、定額貸与、全額貸与などを経て、現在は半額給与、半額貸与となっている。また 2001 年 4 月には連邦政府プログラムとして、有利子の公的教育ローンが導入された。この他、様々な財団を事業主体とする奨学金、各州による奨学金がある。

4-3-1. 連邦教育助成法(Bundesausbildungsförderungsgesetz, BAföG)による奨学金

①受給資格

受給資格の大きな観点として、国籍、適性、年齢がある。

国籍については、「基本法にいうドイツ人」が原則である。このほか、無国籍者、両親のうちいずれか 1 人がドイツ人である外国人なども受給資格があるとされる。

適性としては、教育目標を達成する成績が期待される者とされ、第 5 学期開始時に中間試験の合格などの成績証明を提出することが求められる。

年齢については、教育を開始する時点で満 30 歳に達していないことが原則である。

②対象者

高等教育機関の在学者の他、中等教育機関の在学者も対象とされる。

州立でない高等教育機関については州の当該官庁が州立の機関と同等と認めた私立高等教育機関（州立高等教育機関）などに在学する者のみ、受給を申請することができる。

③支給方式

高等教育機関の在学者は、半額給与、半額貸与（無利子）、中等教育機関の在学者については全額給与である。なお、1996 年の連邦教育助成法改正により、最長支給期間を超えた学生については、一定条件の下での有利子学生ローンが導入された。

④支給額

奨学金の基本的考え方は、子どもの生計及び教育費用は基本的に親が負担するが、その負担能力を越える分について国（連邦及び州）が奨学金として支給するというものである。親又は配偶者などの収入に基づき、奨学金支給の有無及びその額が決定される。支給額は親等の収入から一定の控除額を除いた額を最高限度額から差し引いて個別に決定される。

表 3-4-1 高等教育機関在学者の受給可能最高金額と受給者数（1999年）

区分	最高年額 (半額貸与、半額給与)	受給者数
親と同居	マルク (万円) (西) 7,860 (49.6)	計 338,427
	(東) 7,800 (49.2)	(学生全体の 19%)
親と別居	(西) 10,320 (65.1)	
	(東) 8,400 (53.0)	
受給金額総計	1,704 (百万マルク) (約 1,075 億円)	

注 1.) その他、疾病保険手当（旧西ドイツ地域で月額 80 マルク、

旧東ドイツ地域で月額 70 マルク）等が付加される。

注 2.) 換算レートは 1999 年 7 月のものである（1 マルク = 63.07 円）。

注 3.) 受給者の割合（19%）は、速報値による。

出典：Bundesausbildungsförderungsgesetz (1999.7 改正)

Bundesministerium für Bildung und Forschung, Grund- und Strukturdaten 2000/2001, 2001

<参考>

表 3-4-2 高等教育機関在学者の受給可能最高金額と受給者数（2001年）

区分	最高年額 (半額貸与、半額給与)	
親と同居	ユーロ (万円) 4,524 (54.3)	マルク 8,820
親と別居	5,592 (67.1)	10,920

注 1.) その他、疾病保険手当（月額 90 マルク）等が付加される。

注 2.) 1 ユーロ = 120 円として換算。

出典：Bundesausbildungsförderungsgesetz (2001 年 3 月),

Bundesministerium für Bildung und Forschung, Grund- und Strukturdaten 2000/2001,

2001

⑤支給期間

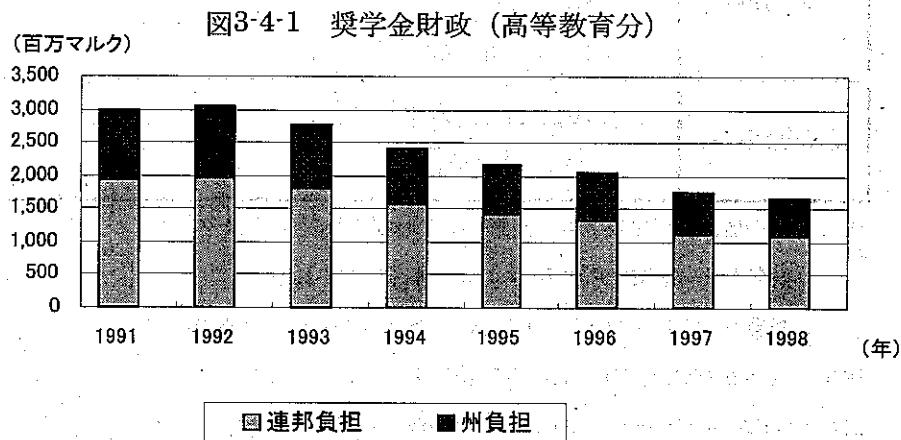
最長支給期間は専攻によって異なっており、試験規程等に定められた標準学修期間（通常 4 年半）を参考にして法令で定められる。

⑥支給金の負担

最長支給期間内の支給については、連邦がその65%を、各州が35%を負担する。有利子学生ローンについては、連邦調整銀行が負担している。

⑦受給金額の総額等

奨学金支出（高等教育機関在学者対象分）については以下の通りである。1990年の中東西ドイツ以来、支給総額は減少しているが、2000年には統一以来初の若干の上昇が見込まれている。



出典：Deutscher Bundestag, Drucksache 14/1927 (2000年1月4日)

4-3-2. 連邦政府プログラムによる教育ローン(Bildungskreditprogramm)

2001年4月1日に導入された有利子の公的教育ローンである。

①受給資格

国籍については、連邦教育助成法「基本法にいうドイツ人」が原則である。このほか、無国籍者、両親のうちいずれか1人がドイツ人である者も受給資格があるとされる。

②対象者

高等教育機関における中間試験（基礎課程から専門課程に進む試験）に合格した専門学修課程、修士課程の在学者（ただし在学期間は6年以内）が対象である。このほか最終学年及び最終2学年に在籍する上級の職業学校や中等教育学校の生徒等が利用できる。

③支給方式

有利子貸与で、金利は、欧洲銀行間取引金利（6ヶ月間有効、2001年3月時点では5.1%）に1%を上乗せする。連邦奨学金と同時に借り入れが可能である。

④支給額

金額は家庭の収入にかかわらず、一律月額300ユーロ（587.75マルク、約3万6,000円）である。連邦政府が担保を保証し、連邦調整銀行が支給する。返済は最初の借り入れから4年後に、月額120ユーロの分割で開始する。

⑤支給期間

借入期間は24か月以内で、満36歳に達する月まで受給が認められる。